



ウクライナ避難民への支援 住居確保、生活支援金を支給

現在、ウクライナでは民間人を含め多くの犠牲者が出ており、安全を求めて多くの市民が国境を超え、避難民となり、世界各国に避難を強いられ、命と生活に関わる支援を必要としています。

松戸市では、ロシア軍によるウクライナ侵攻により日本国内にウクライナから避難してきた方を受け入れることを決定しました。避難された方々には住居として市営住宅を提供し、松戸市内で生活するための支援金を支給します。

●相談件数 3件

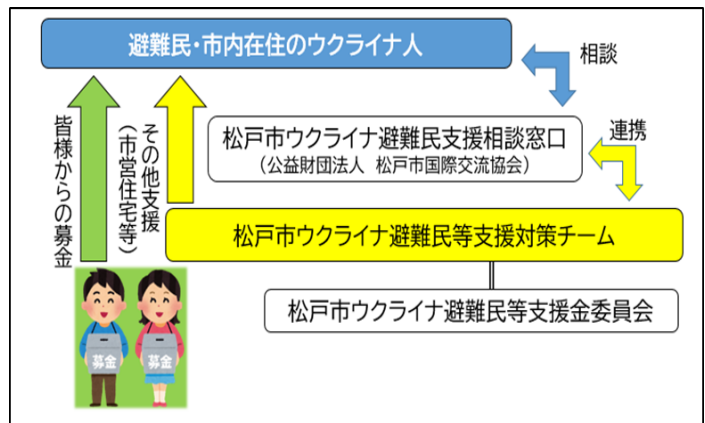
●支援内容

(1) 生活支援

- ・生活支援金の支給 1世帯 15万円

【財源】

ウクライナ人道支援募金等を活用



(2) 住宅支援 (市営住宅を活用 街づくり部 住宅政策課)

- ・災害被災者用に確保していた市営住宅5戸を提供
- ・使用料は3カ月無償 ※使用期間等は延長可
- ・提供する部屋には照明、エアコン、浴槽、湯沸かし器を設置済み

●その他

- 令和4年3月16日 ウクライナ人道支援募金開始 (総務部総務課)
- 3月24日 ウクライナ避難民の支援に関する電話相談窓口設置 (松戸市国際交流協会)
- 3月30日 ウクライナ人道支援寄附受付開始 (総務部総務課)
- 4月6日 松戸市ウクライナ避難民等支援対策チーム設置 (事務局 国際推進課)

【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市小根本7-8 京葉ガスF松戸第2ビル5階
松戸市経済振興部国際推進課 ☎047-710-2725
FAX047-711-6387 ✉ mckokusai@city.matsudo.chiba.jp